ＰＬ委員会からのお知らせ

㈳日本火災報知機工業会
Ｐ　Ｌ　委　員　会

「自動火災報知関連設備機器の安全確保のための表示に関するガイドライン」の一部改訂について

「自動火災報知関連設備機器の安全確保のための表示に関するガイドライン」の下記項目を平成19年10月３日から改訂致しましたので通知します。

記

１．改訂事項

掲題ガイドラインの20ページ

［付表７］「警告表示例」の「４　点検・整備」の「指示文」

２．改訂内容

（旧）「点検等で作動させる場合は、連動している設備の内容を十分確認して操作して下さい。

不用意な操作は機器類に損害を与えたり、人に危害を及ぼす恐れがあります。」

（新）「点検等で作動させる場合は、連動している設備（防火シャッター・防火戸・ガス系消火設備など）の内容を十分確認して操作して下さい。

不用意な操作は機器類に損害を与えたり、人に危害を及ぼす恐れがあります。」

３．改訂理由

日本シャッター・ドア協会より、点検時の安全確保のため、自動火災報知関連設備機器等の 取扱説明書に、防火シャッター等の連動する設備の内容を十分に把握した上で作業する事を徹底させるため、具体的な設備名称を入れて欲しい旨要請がありました。

これを受け、当工業会として検討した結果了承することとし、防火シャッター等の誤　動作と同様に生命に危険のある、ガス系消火設備への注意喚起をも含めることとし、この取扱説明書の文言の根拠となった上記ガイドラインを改訂いたしました。

４．関係者への周知

会員各社は、自動火災報知関連設備機器等の取扱説明書の改訂を含め、関係者への周　知徹底をお願いいたします。

以上